

事務連絡
令和8年2月18日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室

法人・団体向け不当寄附勧誘防止法説明会 in 仙台 2026 の開催について
(周知依頼)

平素から消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁においては、法人等から寄附の勧誘を受ける者の保護を図るため、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)を運用しており、関係する情報の収集と調査を日々行うとともに、本法の趣旨について、積極的な周知・啓発に取り組んでいるところです。

今般、消費者庁では、昨年に引き続き、寄附を募る法人・団体が本法を正しく理解し、寄附の勧誘を行う際に抱く不安や懸念を解消していただくことを目的として、別紙のとおり、仙台駅周辺の会場及びオンライン配信にて、不当寄附勧誘防止法について解説する説明会を参加費無料にて開催することといたしました。

各府省庁におかれましては、本説明会の開催趣旨を御理解いただき、本説明会の開催について、寄附を募るあらゆる法人・団体に広く周知が行きわたるよう、関係機関等に御案内いただきますようお願いいたします。

また、ポスターやパンフレット等の各広報媒体を下記消費者庁ウェブサイトに掲載しておりますので、ダウンロードいただくなどして御活用いただき、不当寄附勧誘防止法の周知に御協力を賜れますと幸甚に存じます。

(参考)

- 法人・団体向け不当寄附勧誘防止法説明会 in 仙台 2026 の開催について
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/044996/>
- 不当寄附勧誘防止法 (消費者庁ウェブサイト)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

以上

【問合せ先】

消費者庁 消費者政策課寄附勧誘対策室
担当：酒井、植栗、佐藤、小笠原
Tel：03-3507-8800(代表)

(別紙)

寄附の不当な勧誘を規制する法律があるのをご存知ですか？



法人・団体向け

会場参加

オンライン聴講

不当寄附勧誘防止法説明会

in 仙台2026

仙台市外の方も
ご参加いただけます！



不当寄附勧誘防止法について、
知りたい、理解を深めたい
法人・団体向けの説明会です。
※個人の方もご参加いただけます。



不当な寄附勧誘とは？



どのような行為が規制の対象となるの？



寄附を募る場合、法人が注意すべきポイントは？

※この法律の正式名称は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」です。

開催日

2026年3月3日(火)

時間

13:30~15:00 (予定)
(受付開始 13:00~)

会場

エル・ソーラ仙台28階 研修室

宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
・JR「仙台駅」から徒歩約2分
・仙台市地下鉄南北線・東西線「仙台駅」から徒歩4分

参加方法

参加無料

事前申込制です。

お申込みはこちら >>>

※定員に達した時点で締切となります。



プログラム

- ① 消費者庁による講演
「不当寄附勧誘防止法について」
- ② 中里真准教授による基調講演
「法人等が寄附を募る際に
知っておくべきこと」
- ③ 質疑応答

基調講演

中里 真氏

Nakazato Makoto

- 福島大学
行政政策学類 准教授
- 適格消費者団体
消費者市民ネットとうほく 理事



講演内容

「法人等が寄附を募る際に知っておくべきこと」

PROFILE

民法及び消費者法を専門とし、福島県消費生活審議会会長等を歴任。
消費者保護に関する研究・実務に携わり、各地で講演・研修等も行って
いる。

消費者庁講演

講演内容 「不当寄附勧誘防止法について」

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 担当官



個人の
皆様へ

不当寄附勧誘防止法は、法人等による寄附の不当な勧誘から皆様を保護する法律です。
不当な寄附の勧誘を受けてお困りの方は、消費者ホットライン188にお電話ください。
お近くの消費生活相談窓口にお繋ぎします。